

ワンストップ特例制度について

2015年から導入された「ワンストップ特例制度を利用すると、より簡単に税控除の申請を行うことができます。便利な制度を利用する前に、特徴や適用条件を確認しましょう。

■ワンストップ特例申請制度を利用できる方

- ・1月1日～12月31日の1年間で寄附先が5自治体以下の方
- ・確定申告をする必要のない方
(例1)ご自身で所得税や住民税の申告を行う必要のない方
(例2)他の控除(医療費控除等)を受ける必要のない方

■申請の仕方について

ワンストップ特例申請制度を利用する場合、寄附を行った回数だけ申請が必要になります。同一自治体に複数回寄附した場合には、寄附の回数分申請が必要になりますのでご注意ください。

①ワンストップ特例申請書に必要事項を記入する

同梱の「ワンストップ特例申請書」を、申請書に記載の指示に従い記入してください。

②申請に必要な添付書類を用意する

2016年から、マイナンバー法の施行により、各種書類の提出が義務付けられるようになりました。寄附先のそれぞれの自治体に、不足がないように提出物を送付して下さい。

※提出書類に不備があると寄附金控除が受けられませんのでご注意ください。

【各種書類】以下のA,B,Cいずれかの組み合わせで提出が必須です。

マイナンバー(個人番号)カードを持っている場合

A	マイナンバーカード(表面)のコピー	+	マイナンバーカード(裏面)のコピー
----------	-------------------	---	-------------------

マイナンバー(個人番号)カードを持っていない場合

B	次のうちいずれか1点のコピー マイナンバー通知カード マイナンバーが記載されている住民票	+	次のうちいずれか1点のコピー 運転免許証(裏面に記載がある場合は両面) パスポート(顔写真が貼付されたページ) 身体障がい者手帳 など、顔写真付の身分証明書の写し
----------	--	---	---

AまたはBのご提出が困難な方は下記Cの方法でご対応ください。

C	次のうちいずれか1点のコピー マイナンバー通知カード マイナンバーが記載されている住民票	+	次のうちいずれか2点のコピー 健康保険証 年金手帳 納税証明書 印鑑証明 など 氏名、住所が確認できる公的書類
----------	--	---	--

③ワンストップ特例申請書と各種書類を寄附先の自治体に送付する

記入を終えたワンストップ申請書と各種書類を、寄附した翌年の1月10日までに届くように郵送して下さい。

■同封しました返信用封筒作成用紙を手順に従い作成しご利用いただければ切手代がかかりません。どうぞご利用ください。

④寄附金税控除に係る申告特例書受付書が届く

ワンストップ特例申請書受付完了しましたら本町の様式にて受付書を郵送いたします。この通知が届きましたら小山町での手続きが完了となります。

■ワンストップ特例申請の受付期間について

ワンストップ特例申請は、年単位(1月1日～12月31日)で取り扱われます。

ワンストップ特例申請制度の申込期限は、寄附年の翌年1月10日必着です。

※期限に間に合わなかった場合は、「確定申告」で手続きを進めることも可能です。

■申請書を提出した後に住所や氏名に変更があった場合

税控除の手続きは、寄附した翌年の1月1日現在の住所地、氏名によって行われます。この期間中に住所や氏名に変更があった場合、寄附した翌年の1月10日までに、「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を提出する必要があります。各種申請用紙は、小山町のホームページからダウンロードをすることができます。ご不明な点がございましたら、小山町役場地域振興課までのお問い合わせ先までお問い合わせ下さい。

令和 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
道府県民税

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

令和 年 月 日 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	
電話番号	個人番号	
	生年月日	明・大・昭 平・令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

（切り取らないでください。）

令和 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
道府県民税

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

受付団体名	
-------	--

ワンストップ特例申請の添付書類はこちらに貼り付けて提出して下さい。

※2016年のマイナンバー法の施行により各種書類の提出が義務付けられました。
※本人確認書類と申請書記載の氏名・生年月日・住所と全て一致しているか確認をします。
裏面に記載がある場合は、必ず裏面もコピーをしてご提出ください。
※不備があった場合、申請を受理ができませんので申請書を返送いたします。ご了承ください。

A マイナンバー(個人番号)カードを持っている場合

⇒マイナンバー(個人番号)カードの両面コピーを添付して下さい。(有効期限内のものであること)

A のりしろ
マイナンバー個人カード(表面)のコピー



A のりしろ
マイナンバー個人カード(裏)のコピー



B・C マイナンバー(個人番号)カードを持っていない場合

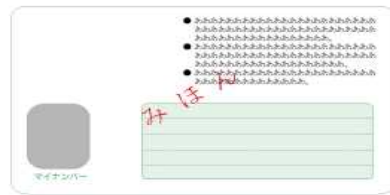
個人番号(マイナンバー)通知カードの両面コピー
又は、個人番号が記載された住民票の写し

と 身分証明書の写し

B・C のりしろ
マイナンバー通知カード(表面)のコピー



B・C のりしろ
マイナンバー通知カード(裏)のコピー
(変更等の記載がない場合は表面のコピーのみで結構です。)



※住民票の氏名・住所等と通知カードの記載が異なる場合、その通知カードはマイナンバーを証明する書類として使用できません。住民票を取得していただくか、マイナンバーカードを取得していただく必要がございます。

B・C のりしろ

B・Cいずれかの身分証明書の写し

B 【顔写真付き】の身分証明書いずれか1種類の写し

氏名・住所・顔写真などが確認できるもの1種類の書類の写しが必要

- ・運転免許証(裏面に記載がある場合は両面のコピーが必要)
- ・パスポート(顔写真ページ)
- ・身体障がい者手帳 など

C Bの提出が困難な場合は、次のうちいずれか2種類の写し

- ・健康保険証
 - ・納税証明書
 - ・年金手帳
 - ・印鑑証明
- などの住所、氏名の確認ができる公的書類

《注意事項》

※証明書は有効期限内のものであること。

※用紙内に収まれば枠外に貼付けいただいても結構です。

※貼りきれないA4サイズより大きな書類の写しを添付書類として提出される場合は貼らずに同封してください。

B・C のりしろ 個人番号の記載のある住民票の写し